

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 7 | 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平生町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山口県平生町長

公表日

令和8年2月28日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>・情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム、収納・滞納システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成されるシステム。)、医療保険者等向け中間サーバー等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民健康保険被保険者ファイル、国民健康保険賦課ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表44項 番号法別表の主務省令の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137, 141,145,158,161,164,165,166,173の項</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48,69,70,71,160の項</p> <p>＜オンライン資格確認業務＞ 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|--|
| ①部署 | 健康保険課 |
| ②所属長の役職名 | 健康保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康保険課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7115 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] |
| | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年2月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] |
| | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年2月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] |
| | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する全職員に対し研修を実施し、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。 また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は複数人での確認を行い人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス制限を職員毎に設定しているため、権限のない者により特定個人情報を不正に入手されるリスクへの対策は十分である。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------------------------------------|---|--|------|--------------|
| 平成30年12月27日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 健康福祉課 | 健康保険課 | 事後 | 部署名の変更に伴う修正 |
| 平成30年12月27日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 健康福祉課長 田代 信忠 | 健康保険課長 | 事後 | 様式変更に伴う修正 |
| 平成30年12月27日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 健康福祉課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7115 | 健康保険課 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1 0820-56-7115 | 事後 | 部署名の変更に伴う修正 |
| 平成30年12月27日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年8月1日 時点 | 平成30年12月1日 時点 | 事後 | しきい値の確認に伴う修正 |
| 平成30年12月27日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年8月1日 時点 | 平成30年12月1日 時点 | 事後 | しきい値の確認に伴う修正 |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | — | 評価書のとおり | 事後 | 様式変更に伴う追加 |
| 令和4年5月16日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等</p> <p>②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> | <p>・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等</p> <p>②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> | 事後 | |
| 令和4年5月16日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | | <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> | 事後 | |
| 令和4年5月16日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | | <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> | 事後 | |
| 令和4年5月16日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 国民健康保険システム、収納・滞納システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー | 国民健康保険システム、収納・滞納システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム(国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成されるシステム。)、医療保険者等向け中間サーバー等 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和4年5月16日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 | 番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事後 | |
| 令和4年5月16日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 | 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 <オンライン資格確認> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事後 | |
| 令和4年5月16日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年12月1日 時点 | 令和4年5月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年5月16日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年12月1日 時点 | 令和4年5月1日 時点 | 事後 | |
| 令和8年2月28日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 番号法第9条第1項 別表44項 番号法別表の主務省令の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 | 事後 | 法令改正に伴う修正 |
| 令和8年2月28日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 <オンライン資格確認> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,12 5,131,137, 141,145,158,161,164,165,166,173の 項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48,69,70,71,160の項 <オンライン資格確認業務> 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 | 事後 | 法令改正に伴う修正 |
| 令和8年2月28日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年5月1日 時点 | 令和8年2月1日 時点 | 事後 | 様式変更に伴う修正 |
| 令和8年2月28日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年5月1日 時点 | 令和8年2月1日 時点 | 事後 | 様式変更に伴う修正 |
| 令和8年2月28日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | — | 評価書のとおり | 事後 | 様式変更に伴う修正 |
| 令和8年2月28日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | — | 評価書のとおり | 事後 | 様式変更に伴う修正 |
| 令和8年2月28日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 | ・情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 | 事後 | 法令改正に伴う修正 |